

【参考資料】

平成26年度密度補正単価等（対前年度比較）

（単位：円）

費目	測定単位	密度補正区分	事項	26年度 A	25年度 B	差引 A-B	増減率 C/B
下水道費	人口		排水人口	480	579	-99	-17.1
			排水面積（千㎡あたり）	2,848	3,443	-595	-17.3
小学校費	児童数	I	スクールバス・ポート	5,672,000	5,585,000	87,000	1.6
中学校費	生徒数	I	スクールバス・ポート	5,672,000	5,585,000	87,000	1.6
その他の教育費	人口	II	市町村立高等専門学校	705,000	699,000	6,000	0.9
			市町村立短期大学学生	905,000	896,000	9,000	1.0
			理科系学部	358,000	354,000	4,000	1.1
			文科系学部	604,000	590,000	14,000	2.4
			家政系及び芸術系学部	3,889,000	3,941,000	-52,000	-1.3
			市町村立大学学生	1,758,000	1,794,000	-36,000	-2.0
			医学部	1,999,000	2,018,000	-19,000	-0.9
			保健系学部（医学部を除く）	220,000	224,000	-4,000	-1.8
			社会科学系学部	450,000	455,000	-5,000	-1.1
			人文科学系学部	840,000	852,000	-12,000	-1.4
			家政系及び芸術系学部	48,000	52,000	-4,000	-7.7
			市町村立特別支援学校	332,000	310,000	22,000	7.1
			幼稚園幼児数	562,000	562,000	0	0.0
小・中学校児童・生徒数	709,000	829,000	-120,000	-14.5			
高等部（本科）生徒数	43,200	30,500	12,700	41.6			
私立幼稚園幼児（3～5歳児の合計数）	161,560	144,800	16,760	11.6			
生活保護費	市部人口		被生活保護者	630,913	611,623	19,290	3.2
社会福祉費	人口		保育所児童1人あたり所要運営費	617,353	597,301	20,052	3.4
			公立	318,513	310,075	8,438	2.7
			私立	161,581	157,405	4,176	2.7
			指定・中核市	361,764	363,333	-1,569	-0.4
			その他団体	466,076	467,936	-1,860	-0.4
			指定・中核市	320,916	326,180	-5,264	-1.6
			その他団体	16,000	16,000	0	0.0
			障害福祉サービスのうち居住系サービス利用者	30,000	30,000	0	0.0
			障害福祉サービスのうち日中活動系サービス利用者	20,000	20,000	0	0.0
			障害福祉サービスのうち訪問系サービス利用者	20,000	20,000	0	0.0
			児童手当支給対象児童数（3歳未満）（（被用者・本則給付分）及び（施設等受給資格者分の計）	30,000	30,000	0	0.0
			児童手当支給対象児童数（3歳～小学校）（（被用者・本則給付分のうち第1・2子分）及び（施設等受給資格者分の計）	20,000	20,000	0	0.0
			児童手当支給対象児童数（3歳～小学校）（非被用者・本則給付分のうち第1・2子分）	20,000	20,000	0	0.0
			児童手当支給対象児童数（3歳～小学校）（被用者・本則給付分のうち第3子以降分）	30,000	30,000	0	0.0
			児童手当支給対象児童数（3歳～小学校）（非被用者・本則給付分のうち第3子以降分）	20,000	20,000	0	0.0
			児童手当支給対象児童数（3歳～小学校）（被用者・本則給付分）及び（施設等受給資格者分の計）	20,000	20,000	0	0.0
			児童手当支給対象児童数（中学校）（非被用者・本則給付分）	180,000	180,000	0	0.0
児童手当支給対象児童数（3歳～小学校）（地方公務員・本則給付分）	120,000	120,000	0	0.0			
児童手当支給対象児童数（3歳～小学校）（地方公務員・本則給付分のうち第1・2子分）	180,000	180,000	0	0.0			
児童手当支給対象児童数（3歳～小学校）（地方公務員・本則給付分のうち第3子以降分）	120,000	120,000	0	0.0			
児童手当支給対象児童数（3歳～小学校）（被用者・特例給付分）及び（中学校）（被用者・特例給付分）	10,000	10,000	0	0.0			
児童手当支給対象児童数（3歳～小学校）（非被用者・特例給付分）及び（中学校）（非被用者・特例給付分）	10,000	10,000	0	0.0			
児童手当支給対象児童数（3歳～小学校）（地方公務員・特例給付分）及び（中学校）（地方公務員・特例給付分）	60,000	60,000	0	0.0			
児童手当支給対象児童数（3歳～小学校）（地方公務員・特例給付分のうち第3子以降分）及び（中学校）（地方公務員・特例給付分）	16,414	16,934	-520	-3.1			
保健衛生費	人口	I	診療所	7,100,000	7,100,000	0	0.0
			診療所病床	353,500	356,500	-3,000	-0.8
			簡易水道等給水人口	4,040	4,190	-150	-3.6
			簡易水道高料金対策 （資本費単価 175円/m ³ を超える部分の資本費）	算入率 0.5	算入率 0.5		
			簡水債元利償還金・許可額（平成3年度以降許可債） （未普及解消緊急対策事業上乘せ分）	算入率9/40 （ただしH13許可債までは1/4）	算入率9/40 （ただしH13許可債までは1/4）		
			算入率 1/6	算入率 1/6			
			市町村立病院病床	707,000	713,000	-6,000	-0.8
			市町村立大学附属病院病床	494,900	499,100	-4,200	-0.8
			市町村立リハビリ病院病床	494,900	499,100	-4,200	-0.8
			救急告示病院数	32,900,000	32,900,000	0	0.0
			救急告示病床数	1,697,000	1,697,000	0	0.0
			病院事業債元利償還金繰出基準額 （平成3年度以降平成13年度以前許可分）	算入率 0.6	算入率 0.6		
			（平成14年度以後許可分）	算入率 0.45	算入率 0.45		
			市町村立大学附属病院事業債元利償還金繰出基準額 （平成5年度以降平成14年度以前許可債）	算入率 0.4	算入率 0.4		
			（平成15年度許可分（平成14年度基本設計等着手分））	算入率 0.3	算入率 0.3		
			（平成15年度以後許可分）	算入率 0.225	算入率 0.225		
			水源開発等に係る繰出基準額	算入率 0.5	算入率 0.5		
水道高料金対策 （資本費単価 164円/m ³ を超える部分の資本費）	算入率 0.5	算入率 0.5					
一般会計出資債元利償還金・許可額 （高度浄水（平成18年度許可債まで）・老朽管更新分を含む）	算入率 0.45	算入率 0.45					
看護師養成所生徒数	361,000	532,000	-171,000	-32.1			
高齢者保健福祉費	65歳以上人口	II	【国保基盤安定繰出分】				
			補正後保険料軽減者1人あたり市町村負担額（均等割相当分）	4,025	3,686	339	9.2
			補正後保険料軽減者1世帯あたり市町村負担額（平等割相当分）	3,184	2,940	244	8.3
			補正後保険料軽減者（保険者支援分）	2,642	2,335	307	13.1
			【人件費・助産費・光熱水費等需要費一般財源化分】				
			一般被保険者	3,459	3,653	-194	-5.3
			【国保安定化支援繰出分】	算入率 0.8	算入率 0.8		
			養護老人ホーム被措置者	2,596,000	2,573,000	23,000	0.9
			居宅介護サービス及び地域密着型介護サービス受給者（給付費分）	182,600	178,600	4,000	2.2
			施設介護サービス受給者（給付費分）	478,600	473,100	5,500	1.2
介護サービス受給者（介護保険事務費分）	17,300	18,000	-700	-3.9			
生活支援ハウス1施設あたりの運営費単価（利用見込数5人/月以下の施設）	3,995,000	3,959,000	36,000	0.9			
生活支援ハウス1施設あたりの運営費単価（利用見込数6～10人/月の施設）	5,058,000	5,013,000	45,000	0.9			
生活支援ハウス1施設あたりの運営費単価（利用見込数が11人/月以上の施設）	7,965,000	7,894,000	71,000	0.9			
清掃費	人口		入湯税納税義務者	5,040	5,040	0	0.0
農業行政費	農家数	I	農業共済事業に係る引受戸数1戸あたりの事務費単価	15,598	16,600	-1,002	-6.0
			田の面積（1haあたり）	5,178	2,681	2,497	93.1
			畑（樹園地を含む）の面積（1haあたり）	3,296	1,702	1,594	93.7
			草地の面積（1haあたり）	466	241	225	93.4
林野水産行政費	林業及び水産業の従業者数	II	農道延長（1mあたり）	65	74	-9	-12.2
			市町村所有森林面積（1haあたり）	22,500	22,500	0	0.0
地域振興費	人口	I	米軍人口	67,000	67,000	0	0.0
			米軍基地面積（1km ² あたり）	6,200,000	6,200,000	0	0.0
			自衛隊基地面積（1km ² あたり）	800,000	800,000	0	0.0
		III	外国青年招致人員	5,900,000	5,900,000	0	0.0
			算入率 0.8	算入率 0.8			

事業費補正算入率の一覧表

(1) 地方負担額

費目		26年度算入率	25年度算入率
都市計画費	地下高速鉄道	—	—
	ニュータウン鉄道	—	—
その他の土木費 農業行政費	第3セクターニュータウン鉄道等	—	—
	第3セクター地下鉄建設事業	0.3	0.3
	地下鉄緊急整備事業	0.6	0.6
	産炭就労事業等	0.6	0.6
	国営土地改良事業 (平成13年度以前に償還を開始したもの)	0.35	0.35
	(平成14年度以後に償還を開始したもの：平成22年度迄実施事業分)	0.3 ※	0.3 ※
	(平成14年度以後に償還を開始したもの：平成23年度以降実施事業分)	0.2 ※	0.3 ※
	森林総合研究所土地改良事業 (平成13年度以前に償還を開始したもの)	0.35	0.35
	(平成14年度以後に償還を開始したもの：平成22年度迄実施事業分)	0.3 ※	0.3 ※
	(平成14年度以後に償還を開始したもの：平成23年度以降実施事業分)	0.2 ※	0.3 ※
	水資源機構営土地改良事業 (平成13年度以前に償還を開始したもの)	0.35	0.35
	(平成14年度以後に償還を開始したもの：平成22年度迄実施事業分)	0.3 ※	0.3 ※
	(平成14年度以後に償還を開始したもの：平成23年度以降実施事業分)	0.2 ※	0.3 ※

※ ダム以外の算入率。(ダムの算入率はそれぞれ0.45)

※ 「森林総合研究所」の20年度以前の名称は「緑資源機構」である。

(2) 元利償還金(事業費補正における公債費算入分)

費目	元利償還金(利子償還金)	26年度算入率	25年度算入率
消防費	施設整備事業債(一般財源化分 平成18年度同意等債～)	0.7※(H23同意債までは1.0※)	0.7※(H23同意債までは1.0※)
道路橋りょう費	臨時地方道整備事業債(一般分 平成4～20年度同意等債)	0.3※	0.3※
	臨時地方道整備事業債(特定道路分 平成4～20年度同意等債)	0.3※	0.3※
		(H13許可債までは財政力補正により最大0.55)	(H13許可債までは財政力補正により最大0.55)
	臨時地方道整備事業債(復興特別分 平成7, 9～20年度同意等債)	0.8※	0.8※
	臨時地方道整備事業債(特定道路 財対分 平成8～20年度同意等債)	0.5※(H13許可債までは1.0※)	0.5※(H13許可債までは1.0※)
	地方道路等整備事業債(通常事業分 平成21年度同意等債)	0.3※	0.3※
	地方道路等整備事業債(臨時事業分(一般分) 平成21年度同意等債～)	0.3※	0.3※
	地方道路等整備事業債(臨時事業分(特定分・財対除) 平成21年度同意等債～)	0.3※	0.3※
	地方道路等整備事業債(臨時事業分(特定分・財対分) 平成21年度同意等債～)	0.5※	0.5※
	地方道路等整備事業債(臨時事業分(復興特別分) 平成21年度同意等債～)	0.8※	0.8※
港湾費	通常分(補助事業及び直轄営事業負担金分のうち 昭和44年度以前発行の緑債資金分並びに単独事業分を除く)	0.5※(H13許可債までは0.3◎)	0.5※(H13許可債までは0.3◎)
都市計画費	地下鉄事業新々特例債(元金のみ)	0.6	0.6
	地下鉄事業新々特例債(利子のみ)	0.6(上限2.0%相当額)	0.6(上限2.0%相当額)
	地下鉄事業統特例債(元金のみ)	0.45	0.45
	地下鉄事業統特例債(利子のみ)	0.45(上限1.2%相当額)	0.45(上限1.2%相当額)
	地下高速鉄道建設事業等補助金債(平成13年度許可債～)	0.45※(H13許可債までは0.6※)	0.45※(H13許可債までは0.6※)
	地下鉄事業出資債	0.45※(H13許可債までは0.6◎)	0.45※(H13許可債までは0.6◎)
	ニュータウン鉄道事業出資債	0.45※(H13許可債までは0.6◎)	0.45※(H13許可債までは0.6◎)
	都市高速鉄道事業債(モノレール等・公営 昭和53年度許可債～)	0.45※(H13許可債までは0.6※)	0.45※(H13許可債までは0.6※)
	都市高速鉄道事業債(地下鉄・第3セクター)(平成12年度以前採択分)	0.3※	0.3※
	都市高速鉄道事業債(地下鉄・第3セクター)(平成13年度以降採択分)	0.45※(H13発行までは0.5※)	0.45※(H13発行までは0.5※)
	都市高速鉄道事業債(モノレール等・第3セクター 昭和53年度許可債～)	0.3※	0.3※
	都市高速鉄道事業債(ニュータウン鉄道等・第3セクター 平成10年度許可債～)	0.3※	0.3※
	地下鉄緊急整備事業企業債(特別分)	0.75◎	0.75◎
	地下鉄緊急整備事業出資債(地方単独整備区間分)	0.45※(H13許可債までは0.6◎)	0.45※(H13許可債までは0.6◎)
	地下鉄緊急整備事業出資債(第3セクター)	0.3	0.3
	地下鉄輸送力増強等事業出資債(～平成13年度許可債)	0.6◎	0.6◎
	地下鉄緊急改良事業出資債(平成13～17年度許可債)	0.45※	0.45※
	地下鉄安全性向上対策事業出資債(平成16,17年度許可債)	0.45※	0.45※
	地下鉄等防災・安全対策事業出資債(平成18年度同意等債～)	0.45※	0.45※
	(一般)公共事業債(復興特別分 平成7年度許可債～)	0.8※	0.8※
公園費	公園緑地事業債(～平成15年度許可債)	0.2※(H13許可債までは0.3◎)	0.2※(H13許可債までは0.3◎)
下水道費	下水道通常分(昭和52～53年度、61年度、平成4～11年度補正予算債等を除く)	0.16～0.44※(H13許可債までは0.21～0.50◎)	0.16～0.44※(H13許可債までは0.21～0.50◎)
	下水道事業債特例措置分(～平成12年度許可債)	1.0◎	1.0◎
	下水道普及特別対策事業(平成8～14年度許可債)	0.55◎	0.55◎
	下水道事業債臨時措置分	1.0◎	1.0◎
	下水道事業債(広域化・共同化分 平成12年度許可債～)	0.5※(H13許可債までは0.55※)	0.5※(H13許可債までは0.55※)
	下水道資本費準化債(下水道事業・公害防止事業 平成16年度許可債～)	0.5※	0.5※
	下水道事業債特別措置分(平成18年度許可債～)	0.7※	0.7※
その他の土木費	自然災害防止事業債	0.285	0.285
		(財政力補正により最大0.57)	(財政力補正により最大0.57)
	港湾分	0.5※(H13許可債までは0.3◎)	0.5※(H13許可債までは0.3◎)
	都市生活環境整備事業債(平成4～13年度許可債)	0.4※	0.4※
	住宅宅地関連公共施設整備促進等事業債及び住宅市街地総合整備促進事業債 (平成5～18年度同意等債)	0.2※(H13許可債までは0.3※)	0.2※(H13許可債までは0.3※)

	炭鉱就労事業等	0.6	0.6
	新幹線鉄道整備事業（平成4年度許可債～）	0.5※	0.5※
	臨時経済対策事業債（平成11～13年度許可債）	0.45※	0.45※
	旧地域住宅交付金事業（平成17～22年度許可債）（施設整備事業・H22新規事業を除く）	0.1※	0.1※
	旧まちづくり交付金事業（平成16～22年度許可債）（施設整備事業・H22新規事業を除く）	0.1※	0.1※
	地震防災対策特別措置法に基づく補助率嵩上げ分に係る地方債（平成18年度同意等債～）（小・中学校分を除く）	0.5※	0.5※
	地震防災対策事業債（Is値0.3未満）	0.7※	0.7※
小学校費及び中学校費	施設整備通常分（政府資金分）（平成3年度以前及び6年度許可債～）	0.7◎	0.7◎
	施設整備通常分（政府資金分）（平成4及び5年度許可債）	0.5	0.5
	学校プール整備通常分（政府資金分）（昭和63～平成3年度及び6年度許可債～）	0.3◎	0.3◎
	大規模改造事業（単独事業分）（平成4年度許可債～）	0.3※（H13許可債までは0.5◎）	0.3※（H13許可債までは0.5◎）
	学校給食施設分（平成14年度許可債～）	0.2※	0.2※
	公共施設等地上デジタル放送以降対策事業分（平成21年度同意等債）	0.3	0.3
	個性ある教育環境整備事業（平成4及び5年度許可債）	0.5	0.5
	児童生徒急増市町村等の用地取得分（昭和46～平成10年度許可債）	0.6	0.6
	施設整備事業債（一般財源化分 平成18～22年度同意等債）	1.0※	1.0※
	学校教育施設等整備事業債（地震防災対策事業分 平成18、19年度同意等債）	0.5※	0.5※
	地震防災対策事業分（I S 値0.3未満 平成20年度同意等債～）	0.7※	0.7※
	地震防災対策事業分（I S 値0.3以上 平成20年度同意等債～）	0.5※	0.5※
	学校教育施設等整備事業債（武道場）※中学校費のみ（H22年度同意等債～）	0.3※	0.3※
高等学校費	臨時高等学校整備事業債（特別老朽施設改築事業分 平成6～19年度同意等債）	0.4※（H10許可債までは0.5※）	0.4※（H10許可債までは0.5※）
	大規模改造事業（単独事業分 平成11～19年度同意等債）	0.4※（H10許可債までは0.5※）	0.4※（H10許可債までは0.5※）
その他の教育費	幼稚園大規模改造事業（単独事業分 平成10～13年度許可債）	0.5※	0.5※
社会福祉費	施設整備事業債（一般財源化分 平成18年度同意等債～）	0.7※	0.7※
高齢者保健福祉費（65歳以上）	施設整備事業債（一般財源化分 平成18年度同意等債～）	0.7※	0.7※
清掃費	清掃施設整備分（用地取得・清掃運搬施設整備を除く）	0.3、0.5※（H13許可債までは0.2、0.5、0.57、0.4、0.7◎）	0.3、0.5※（H13許可債までは0.2、0.5、0.57、0.4、0.7◎）
農業行政費	一般公共事業債（農業農村・災害関連分 平成11年度許可債～）	0.5※（H13許可債までは0.3※）	0.5※（H13許可債までは0.3※）
	一般単独事業債（単独農道及びふるさと一般農道分 平成5～13年度許可債）	0.3※	0.3※
	臨時地方道整備事業債（ふるさと農道分 平成5～20年度同意等債）	0.3※	0.3※
	臨時地方道整備事業債（ふるさと農道・財対分 平成8～20年度同意等債）	0.5※（H13許可債までは1.0※）	0.5※（H13許可債までは1.0※）
	地方道路等整備事業債（ふるさと農道分 平成21年度同意等債～）	0.3※	0.3※
	地方道路等整備事業債（ふるさと農道・財対分 平成21年度同意等債～）	0.5※	0.5※
林野水産行政費	一般単独事業債（単独林道及びふるさと一般林道分 平成5～13年度許可債）	0.3※	0.3※
	臨時地方道整備事業債（ふるさと林道分 平成5～20年度同意等債）	0.3※	0.3※
	臨時地方道整備事業債（ふるさと林道・財対分 平成8～20年度同意等債）	0.5※（H13許可債までは1.0※）	0.5※（H13許可債までは1.0※）
	地方道路等整備事業債（ふるさと林道分 平成21年度同意等債～）	0.3※	0.3※
	地方道路等整備事業債（ふるさと林道・財対分 平成21年度同意等債～）	0.5※	0.5※
地域振興費（人口）	(旧) 地域総合整備事業債特別分（除く財対分 平成11～19年度同意等債）	0.3※	0.3※
	(旧) 地域総合整備事業債特別分（財対分 平成11～19年度同意等債）	1.0※	1.0※
	地域総合整備資金貸付事業債（用地取得分を除く 平成11～22年度許可債）（利子のみ）	0.75※	0.75※
	地域総合整備資金貸付事業債（用地取得分 平成11～22年度許可債）（利子のみ）	0.5※	0.5※
	発展基盤緊急整備事業債（平成12年度許可債）	0.5※	0.5※
	日本新生緊急基盤整備事業債（平成13年度許可債）	0.5※	0.5※
	地域活性化事業債（除く財対分 平成14年度許可債～）	0.3※	0.3※
	地域活性化事業債（財対分 平成14年度許可債～）	0.5※	0.5※
	地域活性化事業債（定住自立圏推進事業分 21年度同意等債）	0.35※	0.35※
	一般単独（一般）事業債（半島振興道路整備事業分 平成14年度許可債～）	0.3※	0.3※
	一般単独（一般）事業債（地方拠点都市整備事業分 平成14～16年度許可債）	0.3※	0.3※
	一般単独（一般）事業債（中心市街地再活性化等特別事業分 平成14～22年度許可債）	0.3※	0.3※
	合併特例事業債（市町村合併推進事業分（旧法分） 平成14年度許可債～）	0.5※	0.5※
	合併特例事業債（市町村合併推進事業分（新法分） 平成18年度同意等債～）	0.4※	0.4※
	緊急防災基盤整備事業債・防災対策事業債	0.5※	0.5※
	(旧)緊急防災基盤整備事業（継続事業分）分 平成11～17年度許可債	0.5※	0.5※
	防災対策事業債（防災基盤整備事業分・平成17年度以降は特に推進すべきもの以外平成14年度許可債～）	0.3※	0.3※
	防災対策事業債（防災基盤整備事業分・特に推進すべきもの 平成17年度許可債～）	0.5※	0.5※
	防災対策事業債（公共施設等耐震化事業分 平成14年度許可債～）	0.5※	0.5※
	防災対策事業債	0.67※	0.67※
	(公共施設等耐震化事業分のうち。Is値0.3未満 平成21年度同意等債)	0.3※	0.3※
	空港整備事業債（2種（A）・空港市町村負担金分 ～平成13年度許可債）	0.5◎	0.5◎
	空港整備事業債（2種（B）・空港市町村負担金分 ～平成13年度許可債）	0.5※（平成12年度までは0.267◎）	0.5※（平成12年度までは0.267◎）
	空港整備事業債（3種・空港市町村負担金分 ～平成13年度許可債）	0.5※（平成12年度までは0.267◎）	0.5※（平成12年度までは0.267◎）
	空港整備事業債（2種（B）及び3種・空港市町村管理分 ～平成13年度許可債）	0.5※（平成12年度までは0.267◎）	0.5※（平成12年度までは0.267◎）
	一般単独（一般事業）事業債（石綿対策事業分 平成17～22年度許可債）	0.4※（平成17年度は0.5※）	0.4※（平成17年度は0.5※）
	一般単独（一般事業）事業債	0.3※	0.3※
	(公共施設等地上デジタル放送移行対策事業分 平成21年度同意等債)	0.3※	0.3※
地域振興費（面積）	臨時河川整備事業債（一般分 平成5～15年度許可債、平成4年度は弾力運用分及び追加分）	0.3※	0.3※
	臨時河川整備事業債（特定河川分 平成4～17年度許可債）	0.3※	0.3※
	臨時河川整備事業債（特定河川・財対分 平成8～17年度許可債）	0.5※（H13許可債までは1.0※）	0.5※（H13許可債までは1.0※）
	河川等関連公共施設債（平成10～14年度許可債）	0.1※（H13許可債までは0.2※）	0.1※（H13許可債までは0.2※）
	特定治水施設事業債（平成11～13年度許可債）	0.2※	0.2※
	一般公共事業債（河川事業（指定都市に限る））（平成18年度同意等債～）	0.5※	0.5※

(注) ※は理論償還による元利償還金の算入を示す。

◎は平成12年度許可債から理論償還による元利償還金の算入に変更されたことを示す。

市町村民税所得割の単位税額

(単位：円)

項 目	26年度	25年度
単位税額	126,100	128,400
全国平均単位税額	-	122,901

※全国平均単位税額は、課税状況調の数値から算出した実績値

市町村民税法人税割の推計伸率及び精算方法

項 目	26年度	25年度
推計伸率	1.08	0.98
精算方法（精算額）	○N-1年度分：1/3 ○N-2年度分：当該未精算額の1/2 ○N-3年度分：当該未精算額の全額	

利子割交付金の精算方法

項 目	26年度	25年度
精算方法（精算額）	○N-1年度分：1/3 ○N-2年度分：当該未精算額の1/2 ○N-3年度分：当該未精算額の全額	

不交付団体数の推移（当初算定ベース）

年 度	全 国 市町村	府 内 市町村	団 体 名							
			豊中市	吹田市	茨木市	箕面市	泉佐野市	摂津市	高石市	田尻町
7年度	(1) 152	8	豊中市	吹田市	茨木市	箕面市	泉佐野市	摂津市	高石市	田尻町
8年度	(1) 141	8	豊中市	吹田市	茨木市	箕面市	泉佐野市	摂津市	高石市	田尻町
9年度	(1) 121	8	豊中市	吹田市	茨木市	箕面市	泉佐野市	摂津市	高石市	田尻町
10年度	(1) 118	8	豊中市	吹田市	茨木市	箕面市	泉佐野市	摂津市	高石市	田尻町
11年度	(1) 84	4		吹田市			泉佐野市	摂津市	高石市	田尻町
12年度	(1) 77	4		吹田市		箕面市			高石市	田尻町
13年度	(1) 95	5		吹田市		箕面市	泉佐野市		高石市	田尻町
14年度	(1) 104	5		吹田市		箕面市	泉佐野市	摂津市		田尻町
15年度	(1) 114	3		吹田市		箕面市				田尻町
16年度	(1) 133	4		吹田市		箕面市		摂津市		田尻町
17年度	(1) 138	4		吹田市		箕面市		摂津市		田尻町
18年度	(1) 169	6		吹田市	茨木市	箕面市		摂津市	高石市	田尻町
19年度	(1) 186	5		吹田市	茨木市	箕面市		摂津市		田尻町
20年度	(1) 177	5		吹田市	茨木市	箕面市		摂津市		田尻町
21年度	(1) 151	6		吹田市	茨木市	箕面市	泉佐野市	摂津市		田尻町
22年度	(1) 74	2						摂津市		田尻町
23年度	(1) 58	2						摂津市		田尻町
24年度	(1) 54	1								田尻町
25年度	(1) 48	1								田尻町
26年度	(1) 54	1								田尻町

注)

() 内は東京都特別区で外数である。

平成17年度までは、財源超過団体のうち合併算定替を適用した結果、普通交付税の交付を受けることとなった団体は交付団体として計上していたが、平成18年度以降については、不交付団体として計上している。

茨木市は21年度において財源不足団体であるが、調整率を乗じた結果、不交付団体となったものである。